



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県振興審議会規則の一部を改正する規則（企画調整課） 1
- 沖縄県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則（平和・男女共同参画課） 1
- 貸金業法施行細則の一部を改正する規則（県民生活課） 2
- 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則（県民生活課） 2
- 沖縄県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則（県民生活課） 2
- 沖縄県消費生活審議会規則の一部を改正する規則（県民生活課） 3
- 沖縄県公害審査会規則の一部を改正する規則（環境政策課） 3
- 沖縄県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（環境政策課） 3
- 沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則（環境整備課） 4
- 沖縄県公衆浴場入浴料金審議会規則の一部を改正する規則（薬務衛生課） 4
- 沖縄県工芸産業振興審議会規則の一部を改正する規則（商工振興課） 5
- 沖縄県観光商工部商工振興課工芸技術支援センター研修規則の一部を改正する規則（商工振興課） 5
- 沖縄県自由貿易地域審議会規則の一部を改正する規則（企業立地推進課） 5
- 沖縄県観光審議会規則の一部を改正する規則（観光企画課） 5

規 則

沖縄県振興審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第14号

沖縄県振興審議会規則の一部を改正する規則

沖縄県振興審議会規則（昭和47年沖縄県規則第121号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「文化生活統括監」を「環境企画統括監」に改め、「産業振興統括監」の次に「観光政策統括監」を加える。

附 則

この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

沖縄県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第15号

沖縄県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則

沖縄県男女共同参画審議会規則（平成17年沖縄県規則第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「委員」を「、委員」に改める。

第6条中「文化環境部平和・男女共同参画課」を「環境生活部平和・男女共同参画課」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

貸金業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第16号

貸金業法施行細則の一部を改正する規則

貸金業法施行細則（昭和58年沖縄県規則第47号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」及び「第2章 登録等」を削る。

第4条中「第1号様式」を「金融庁長官の定める様式」に改める。

第7条を削る。

「第3章 貸金業者登録簿の閲覧」を削る。

第8条中「沖縄県文化環境部県民生活課」を「沖縄県環境生活部県民生活課」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条中「第3号様式」を「第1号様式」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第11条とする。

第13条第1号中「第11条若しくは前条」を「前2条」に改め、同条を第12条とする。

「第4章 報告徴収及び立入検査」を削る。

第14条第1項中「第4号様式により毎年3月末現在で作成し、同年5月末」を「金融庁長官の定める様式により毎年3月31日現在で作成し、その年の5月31日」に、「1部」を「2部」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項を削り、同条を第13条とする。

第15条中「第6号様式」を「第2号様式」に改め、同条を第14条とする。

第1号様式及び第2号様式を削る。

第3号様式中「第11条関係」を「第10条関係」に、「貸出時間」を「閲覧開始時間」に、「返納時間」を「返却時間」に、「返納確認者印」を「返却確認者印」に改め、同様式を第1号様式とする。

第4号様式及び第5号様式を削る。

第6号様式中「第15条関係」を「第14条関係」に改め、同様式を第2号様式とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第17号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年沖縄県規則第65号）の一部を次のように改正する。

第3条中「沖縄県文化環境部県民生活課」を「沖縄県環境生活部県民生活課」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第18号

沖縄県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県消費生活条例施行規則（平成18年沖縄県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第14号様式及び第16号様式中「沖縄県文化環境部県民生活課」を「沖縄県環境生活部県民生活課」に改める。

第19号様式から第22号様式までの規定中「文化環境部県民生活課」を「環境生活部県民生活課」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県消費生活審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第19号

沖縄県消費生活審議会規則の一部を改正する規則

沖縄県消費生活審議会規則（平成18年沖縄県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「沖縄県条例第67号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第4条第1項中「置き、委員の互選により定める」を「置く」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 会長は、委員の互選により定める。

第6条第1項中「消費者苦情の調停及び」を「条例第31条の規定による調停（以下「調停」という。）及び条例第32条の規定による」に改め、同条第3項中「置き、部会に属する委員の互選により定める」を「置く」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 部会長は、部会に属する委員の互選により定める。

第6条に次の1項を加える。

5 第4条第3項及び第4項の規定は部会長に、前条の規定は部会の会議について準用する。

第7条中「条例第31条第1項の規定による消費者苦情に係る調停」を「調停」に改める。

第8条第1項中「当該消費者苦情について、当事者間に合意」を「調停」に、「当該調停」を「これ」に改める。

第9条中「打ち切り」を「打切り」に改める。

第11条中「文化環境部県民生活課」を「環境生活部県民生活課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県公害審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第20号

沖縄県公害審査会規則の一部を改正する規則

沖縄県公害審査会規則（昭和48年沖縄県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第11条中「文化環境部環境政策課」を「環境生活部環境政策課」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第21号

沖縄県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県環境影響評価条例施行規則（平成13年沖縄県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第50条中「文化環境部環境政策課」を「環境生活部環境政策課」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第22号**沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和62年沖縄県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項ただし書中「場合にあつては」を「ときは」に改め、同項第1号中「あつては、その登記簿謄本」を「あつては、登記事項証明書」に、「代る」を「代わる」に改め、同項第2号中「あつては」を「あつては」に改め、同項第4号中「とつている」を「とつている」に、「あつては」を「あつては」に改める。

第7条第1項中「沖縄県文化環境部環境整備課」を「沖縄県環境生活部環境整備課」に改め、同条第3項中「正午」を「午前12時」に改め、同条第6項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第8条第2項第1号中「あつては、その登記簿謄本」を「あつては、登記事項証明書」に、「代る」を「代わる」に改め、同項第2号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に、「とき」を「場合」に、「所在地の変更」を「所在地を変更した場合」に改め、同項第3号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第10条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第12条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「あつては」を「あつては」に改める。

第13条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「あつては」を「あつては」に改め、同項第5号及び第6号中「行つた」を「行った」に改め、同条第3項中「もつて」を「もつて」に改める。

第1号様式、第2号様式、第7号様式（表）及び第9号様式中「あつては」を「あつては」に改める。

第10号様式中「あつては」を「あつては」に、「あつた者」を「あつた者」に改める。

第12号様式中「あつては」を「あつては」に、「行つた」を「行った」に改める。

第13号様式中「あつては」を「あつては」に改める。

第14号様式（裏）中「抜すい」を「抜粋」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に改正前の沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の規定により交付された立入検査員証は、改正後の沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。

沖縄県公衆浴場入浴料金審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第23号**沖縄県公衆浴場入浴料金審議会規則の一部を改正する規則**

沖縄県公衆浴場入浴料金審議会規則（昭和48年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第7条中「福祉保健部薬務衛生課」を「環境生活部生活衛生課」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県工芸産業振興審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第24号

沖縄県工芸産業振興審議会規則の一部を改正する規則

沖縄県工芸産業振興審議会規則（昭和47年沖縄県規則第199号）の一部を次のように改正する。

第8条第5項中「もつて」を「もって」に改める。

第10条中「観光商工部商工振興課」を「商工労働部商工振興課」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第8条第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県観光商工部商工振興課工芸技術支援センター研修規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第25号

沖縄県観光商工部商工振興課工芸技術支援センター研修規則の一部を改正する規則

沖縄県観光商工部商工振興課工芸技術支援センター研修規則（昭和49年沖縄県規則第56号）の一部を次のように改正する。

題名中「観光商工部」を「商工労働部」に改める。

第1条中「観光商工部」を「商工労働部」に改める。

第1号様式中「観光商工部」を「商工労働部」に改める。

第3号様式中「観光商工部」を「商工労働部」に改める。

第8号様式中「観光商工部」を「商工労働部」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県自由貿易地域審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第26号

沖縄県自由貿易地域審議会規則の一部を改正する規則

沖縄県自由貿易地域審議会規則（昭和47年沖縄県規則第202号）の一部を次のように改正する。

第7条中「所掌事務」を「担任する事務」に改める。

第8条中「観光商工部」を「商工労働部」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県観光審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第27号

沖縄県観光審議会規則の一部を改正する規則

沖縄県観光審議会規則（昭和47年沖縄県規則第174号）の一部を次のように改正する。

第4条中「任期は」を「任期は、」に改める。

第6条第2項中「開くことは」を「開くことが」に改め、同条第3項中「もつて」を「もって」に改める。

第7条中「所掌事務」を「担任する事務」に改める。

第8条中「観光商工部観光企画課」を「文化観光スポーツ部観光政策課」に改める。

第9条中「ほか」を「ほか、」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	---